

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月5日

館林地区消防組合
管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第2号

館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則(令和2年館林地区消防組合規則第7号)の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項第1号中「100分の124」を「100分の126.5」に、「100分の315」を「100分の322.5」に改め、同項第2号中「100分の112.5」を「100分の115」に、「100分の124」を「100分の126.5」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

第2条 館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則(令和2年館林地区消防組合規則第7号)の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項第1号中「100分の126.5」を「100分の125.5」に、「100分の322.5」を「100分の318.75」に改め、同項第2号中「100分の115」を「100分の113.75」に、「100分の126.5」を「100分の125.25」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の102.25」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の93.75」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の館林地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則第16条の3の規定は、令和7年12月1日から適用する。